

意見書案第18号

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年10月8日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 吉沢章子

” 堀添健

” 宗田裕之

” 三宅隆介

” 飯田満

” 月本琢也

” 三浦恵美

公益通報者保護法の更なる改正と制度の充実を求める意見書

公益通報者保護法は令和2年6月、法の制定から16年ぶりに公益通報者の保護を強化するための改正が行われ、令和4年6月に施行されたが、同法の附則において、施行後3年を目途として、改正後の同法の施行状況を勘案し、公益通報したことを理由とする公益通報者に対する不利益取扱いの是正に関する措置や民事訴訟における立証責任の在り方等について検討を加え、必要な措置を講じることとされている。

このような中、政府は改正法施行後一定期間が経過したことから、公益通報者保護制度検討会において、近年の公益通報者保護制度をめぐる国内外の環境の変化や改正後の同法の施行状況を踏まえた検討を進めている一方、同法が禁じる通報者の探索が疑われている兵庫県の事案、民間においては、消費者庁が行政指導を行った株式会社ビッグモーターやダイハツ工業株式会社の事案など、同法の趣旨に沿った対応が取られない事案が相次いでいる。

よって、国におかれては、同法を改正し、全ての勇気ある公益通報者の保護に関する制度を充実させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 公益通報者の探索を禁止する明文規定を設けるとともに、通報者を探索する行為その他公益通報を理由とする不利益取扱いに対し、罰則を規定すること。
- 2 公益通報者が解雇などの不利益取扱いを受けた場合の立証責任を事業者に転換するなど通報者の立証責任を緩和すること。
- 3 内部公益通報について、安心して通報できない状況が生じやすいことから、外部の公益通報受付窓口の設置を推奨すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）